

ふね遺産認定に関する内規

平成 28 年 9 月 16 日理事会承認

1. 趣旨

本会は歴史に残るふね技術関連遺産を大切に保存し文化的遺産として次世代に伝えるため、「ふね遺産制度」を制定し、認定基準に基づいて、ふね遺産の調査・発掘・リスト作成を行い、主として第三者で構成するふね遺産審査委員会への認定候補の提案を行い、ふね遺産審査委員会の審査結果に従って、ふね遺産の認定を行う。「ふね」は、「船」だけでなく和船などの「舟」も含める意味で平がな表記にするものである。

2. 実行委員会

ふね遺産認定の実務を行うため、「ふね遺産認定実行委員会」（以下、実行委員会）を設ける。

実行委員会委員長および同委員会委員（以下、委員長および委員）は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3. アドバイザー

委員長は委員の中から、または委員外からアドバイザーを指名することができる。

4. 調査検討委員会

委員長は必要に応じて調査検討委員会を設置することができる。その主査は委員長が指名する。

5. 任期

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

6. 報告及び広報

委員長は活動状況を随時理事会に報告するとともに、学会誌などを通して会員に報告するものとする。また実行委員会は、認定式・講演会等の行事開催のほか、調査結果のリストや認定結果等を、ホームページ掲載等により、広報するものとする

7. 他学会等への連絡・連携

ふね遺産制度を広く実のあるものとするため、実行委員会は関連学協会・関連機関等との連絡・連携に努めるものとする

8. 提言等

実行委員会はふね遺産に関して必要と認められる場合は、「遺産保存に関する提言あるいは依頼」を発信する。

9. 認定基準

ふね遺産の認定に関する基準、選考要領その他は別途定めるところによる。

10. ふね遺産審査委員会

ふね遺産審査委員会の委員の選任、設置・運営要領その他は別途定めるところによる。

附則

(1) この内規は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。